

資料 5. 「野生生物と社会」学会 会則第 2 章第 5 条 改正案 新旧対照表

現行	改正案
<p>第 2 章 会員</p> <p>第 5 条 本会会員は、正会員、青年会員、団体会員および賛助会員とし、別に名誉会員を置くことができる。</p> <p>1. 正会員は、本会に入会を希望し、正会員会費を納めた個人。</p> <p>2. 青年会員は、会計年度初日において満 3 5 歳以下であって本会に入会を希望し、青年会費を納めた個人。ただし、該当者が希望して正会員になることを妨げない。</p> <p>3. 団体会員は、本会に入会を希望し、団体会費を納めた法人、機関および任意団体</p> <p>4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、賛助会費を納めた法人、機関および任意団体</p> <p>5. 名誉会員は、本会の発展に大きな貢献があった会員のうちから、理事会の推薦により、総会において決定する。名誉会員は、終身とし、会費を免除する。</p>	<p>第 2 章 会員</p> <p>第 5 条 本会会員は、正会員、<u>学生会員</u>、団体会員および賛助会員とし、別に名誉会員を置くことができる。</p> <p>1. 正会員は、本会に入会を希望し、正会員会費を納めた個人。</p> <p>2. <u>学生会員</u>は、会計年度初日において<u>大学院・大学学部等に在学中の学生（社会人学生を除く）</u>であって本会に入会を希望し、<u>学生会費</u>を納めた個人。ただし、該当者が希望して正会員になることを妨げない。</p> <p>3. 団体会員は、本会に入会を希望し、団体会費を納めた法人、機関および任意団体。</p> <p>4. 賛助会員は、本会の目的に賛同し、賛助会費を納めた法人、機関および任意団体。</p> <p>5. 名誉会員は、本会の発展に大きな貢献があった会員のうちから、理事会の推薦により、総会において決定する。名誉会員は、終身とし、会費を免除する。</p>